

# 遺族厚生年金 遺族基礎年金

を受けられる方へ

2つ以上の年金を受けられるようになったとき



1人で2つ以上の年金を受けられるようになったときは、ご本人の選択によりいずれか1つの年金を受けることになります。

このリーフレットでは、遺族厚生年金／遺族基礎年金を受けられる方の他の年金との選択、併給の仕組みを説明しています。

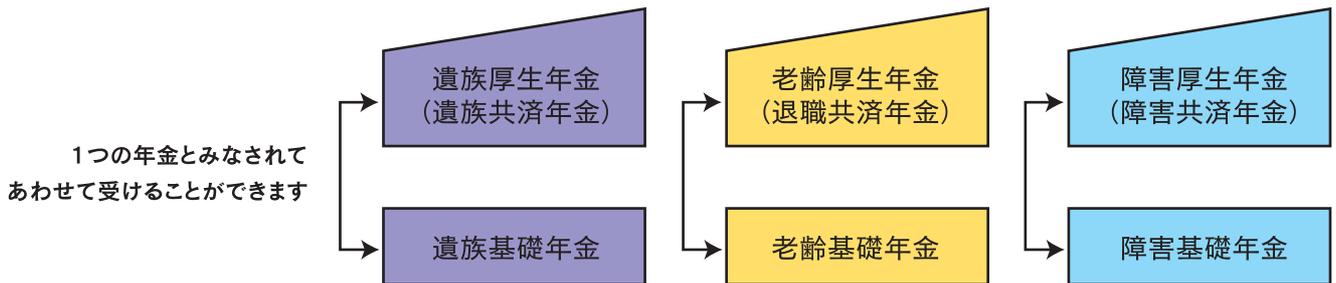
他の年金を受ける権利ができたとき、また選択替えなどの手続きの際にご活用ください。

## 1人1年金が原則です

公的年金では国民年金、厚生年金保険、共済組合等から、2つ以上の年金を受けられるようになったときは、いずれか1つの年金を選択することになります。

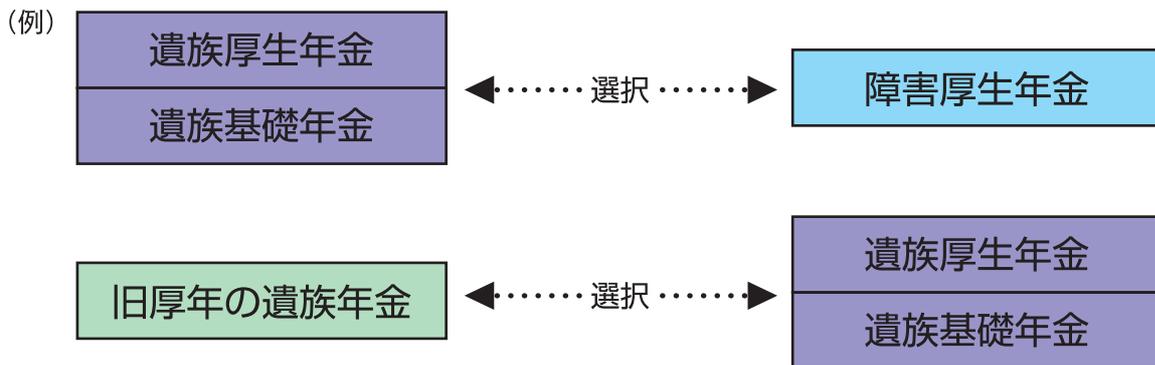
国民年金は全国民に共通の基礎年金が支払われ、厚生年金保険と共済組合等は基礎年金に上乗せして年金が支払われる制度です。この制度により支払われる〔遺族基礎年金と遺族厚生年金〕、〔老齢基礎年金と老齢厚生年金〕、〔障害基礎年金と障害厚生年金〕などは、同じ事由で支払われるため、1つの年金とみなされ、あわせて受けることができます。

ただし、特例的に2つ以上の年金を受けられることがあります。

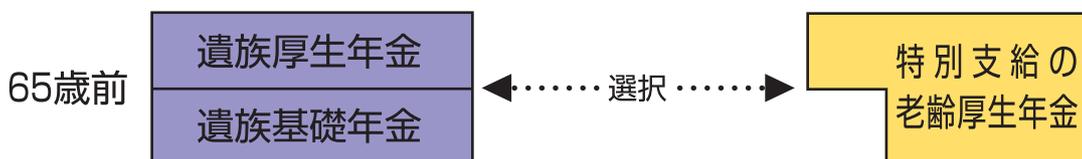


## 支給事由が異なる2つ以上の年金はいずれか1つを選択することになります

支給事由が異なる2つ以上の年金を受けられるときには、ご本人がいずれか1つの年金を選択することになります。



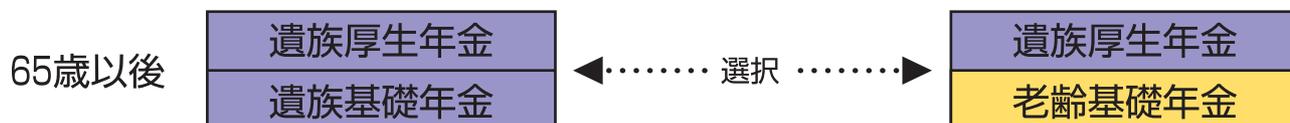
また、今まで〔遺族基礎年金と遺族厚生年金〕を受けていた方が、60歳になって特別支給の老齢厚生年金などを受けられるようになったときには、遺族給付と老齢給付をあわせて受けることはできませんので、いずれかを選択することになります。



# 2つ以上の年金を受けられる方の特例

## 老齢基礎年金を受けられるとき

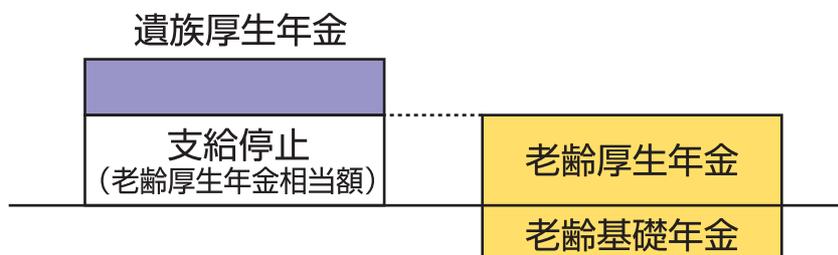
〔遺族基礎年金と遺族厚生年金〕を受けている方が、65歳以上で新たに老齢基礎年金を受けられるようになったときは、遺族基礎年金と老齢基礎年金の2つの基礎年金をあわせて受けることはできませんが、老齢基礎年金と遺族厚生年金はあわせて受けることができます。



## 老齢厚生年金を受けられるとき

65歳以上で、遺族厚生年金と老齢厚生年金を受ける権利がある方は、ご自身の老齢厚生年金が支給されることになり、遺族厚生年金(注参照)からは、老齢厚生年金より年金額が高い場合に、その差額が支払われることとなります。遺族厚生年金より老齢厚生年金の年金額が高い場合は、遺族厚生年金は全額支給停止となります。

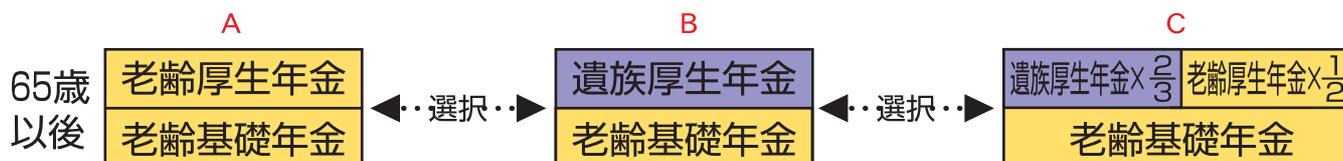
なお、ここでいう老齢厚生年金とは、老齢厚生年金相当額をいい、厚生年金基金の代行部分を含みます。在職停止されている場合は、在職停止前の年金額を指します(ただし、加給年金額は除きます)。以下の注における、A「老齢厚生年金」、C「老齢厚生年金×1/2+遺族厚生年金×2/3」の老齢厚生年金についても同様です。



**注** 65歳以上の配偶者の方が受ける遺族厚生年金の額は、次の図のB「遺族厚生年金」とC「老齢厚生年金×1/2+遺族厚生年金×2/3」を比較し、いずれか高い額となります。

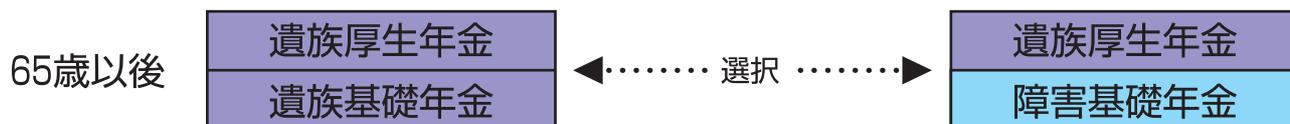
これにより決定された遺族厚生年金の額が、A「老齢厚生年金」の額を上回る場合は、その差額部分が遺族厚生年金として支払われ、老齢厚生年金に相当する額の支払いが停止となります。A「老齢厚生年金」の額が遺族厚生年金の額を上回る場合は、遺族厚生年金は全額支給停止となります。

ただし、平成19年3月31日以前に、65歳以上(昭和17年4月1日以前生まれ)であってすでに遺族厚生年金を受ける権利のある配偶者の方は、次の図のA・B・Cいずれかの組合せを選択することになります。配偶者以外の方は、A・Bいずれかの組合せを選択することになります。



## 障害基礎年金を受けられるとき

〔遺族基礎年金と遺族厚生年金〕を受けている方が、障害基礎年金を受けられるときは、遺族基礎年金と障害基礎年金の2つの基礎年金をあわせて受けることはできませんが、65歳以後障害基礎年金と遺族厚生年金はあわせて受けることができます。



この特例は〔障害基礎年金と障害厚生年金〕を受けられる方にも適用され、次の図のいずれかの組合せを選択することになります。



# 旧厚生年金保険・旧国民年金の老齢年金を受けている方の特例

旧厚生年金保険・旧国民年金の老齢年金は併給されます

旧厚生年金保険の老齢年金(または通算老齢年金)、旧国民年金の老齢年金(または通算老齢年金)を受けている方が、遺族厚生年金を受けられるようになった場合は、原則としていずれか一方を選択することとなりますが、それぞれの年金をあわせて受けられる特例も設けられています。

- ① 65歳以後に遺族厚生年金と旧厚年の老齢年金(または通算老齢年金)を受けるときは、旧厚年の老齢年金等の2分の1に相当する額をあわせて受けることができます。

65歳以後 **遺族厚生年金** ← 併給 → **旧厚年の老齢年金(通算老齢年金) ×  $\frac{1}{2}$**

- ② 65歳以後に遺族厚生年金と旧国年の老齢年金(または通算老齢年金)を受けるときは、旧国年の老齢年金等をあわせて受けることができます。

65歳以後 **遺族厚生年金** ← 併給 → **旧国年の老齢年金(通算老齢年金)**

なお、65歳まではいずれの場合もどちらか1つの年金を選択することになります。

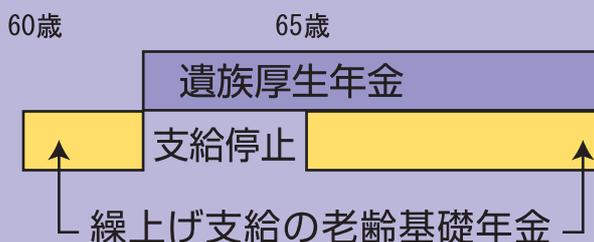
## 繰上げ支給の老齢基礎年金を受けられる方へ

遺族給付は65歳まで併給されません

老齢基礎年金と遺族厚生年金(または旧厚年の遺族年金)は、受給者が65歳以後にのみあわせて受けることができるので、老齢基礎年金の繰上げ支給を受けたときには、65歳になるまで遺族厚生年金等は支給停止されることになります。



また、遺族厚生年金を選択した場合、繰上げ支給の老齢基礎年金は65歳まで支給停止され、65歳から減額した金額で支給されます。

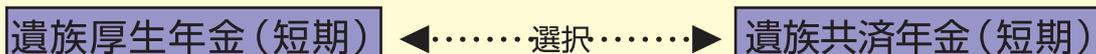


## 遺族共済年金を受けられる方へ

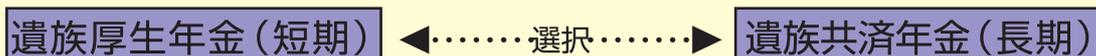
### 遺族厚生年金と遺族共済年金を受けられるとき

遺族厚生年金と遺族共済年金は、加入期間を300月とみなして年金額を計算する場合(短期の支給要件)と、老齢厚生年金・退職共済年金等が受けられる期間を満たしていることによって受けられる場合(長期の支給要件)があります。このうちのどちらかに該当するかによって、遺族厚生年金と遺族共済年金の扱いが次のように異なってきます。

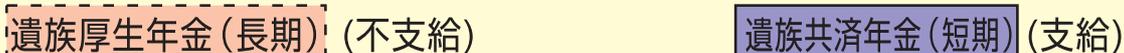
- ① 共済組合等から支払われる障害給付を受けられる方が、厚生年金保険に加入中に亡くなったときなど、〔遺族厚生年金(短期)と遺族共済年金(短期)〕の場合には、いずれかを選択することになります。



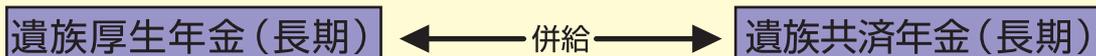
- ② 共済組合等の退職給付を受けられる方が厚生年金保険に加入中に亡くなったときなど〔遺族厚生年金(短期)と遺族共済年金(長期)〕の場合には、いずれかを選択することになります。



- ③ 厚生年金保険の老齢給付を受けられる方が共済組合等に加入中に亡くなったときなど〔遺族厚生年金(長期)と遺族共済年金(短期)〕の場合には、遺族共済年金が支払われ遺族厚生年金は支払われません。



- ④ 厚生年金保険と共済組合等から2つの遺族給付が支払われる〔遺族厚生年金(長期)と遺族共済年金(長期)〕の場合には、2つの年金をあわせて受けることができます。



### 遺族給付と業務上の給付はあわせて受けられます

労働者災害補償保険法(労災法)による給付や昭和61年改正後の新船員保険法から支払われる年金などの業務上の災害による給付と〔遺族基礎年金と遺族厚生年金〕はあわせて受けることができます。

ただし、同じ業務上の災害によって〔遺族基礎年金と遺族厚生年金〕と労災法による給付等を受けるときには、遺族基礎年金と遺族厚生年金は全額支払われ、労災法による給付等の一部が支払われません。

また、同じ業務上の災害によって〔遺族基礎年金と遺族厚生年金〕と労働基準法による遺族補償を受けるときは、〔遺族基礎年金と遺族厚生年金〕は6年間支給停止になり、7年目から支払われます。

# 「年金受給選択申出書」を提出するとき

## 年金を2つ以上受けられるときの手続き

年金は、受ける条件が揃ったときに、ご本人が年金の請求(裁定請求といいます)をして、初めて支払われることとなります。

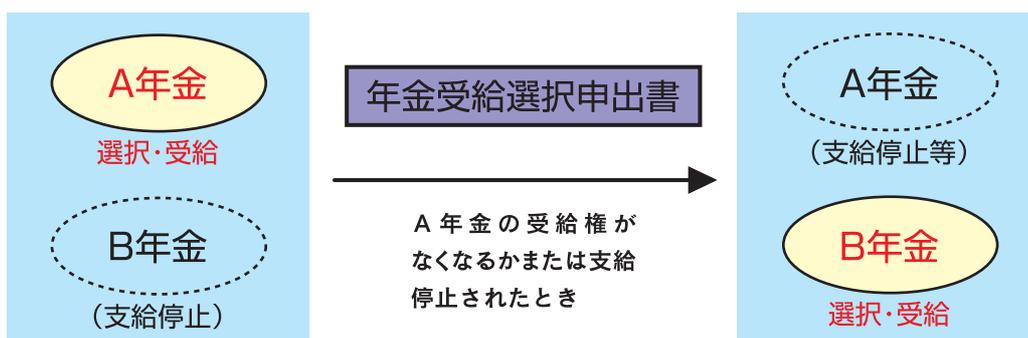
現在受けている年金を引き続き受ける場合でも、新たに受けられるようになった年金の裁定請求は必ず行ってください。そして、2つの年金のうちのどちらかを受ける選択の手続きをしてください。「年金受給選択申出書」の用紙は年金事務所または年金相談センターにあります。

なお、選択しない年金は支給停止されるだけで、受ける権利はそのまま残されることになっています。

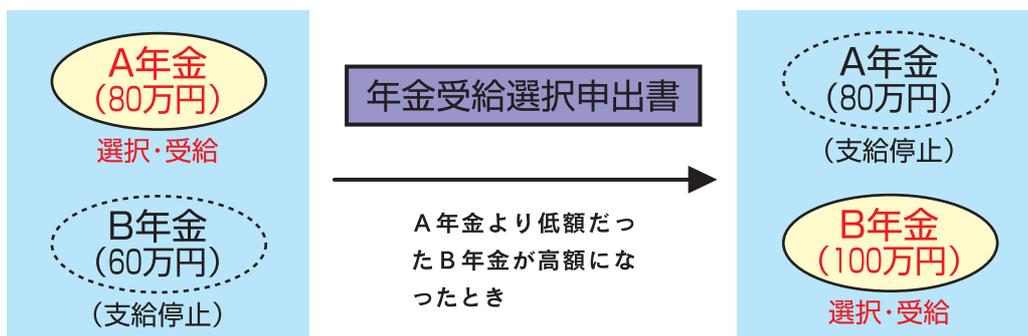


## 支給停止された年金は

選択していた年金を受ける権利を失ったり、支給が停止されたときには、新たに選択替えの手続きをして、支給停止になっていた年金の支給停止の解除の請求ができます。



また、選択している年金より支給停止中の年金額が高額になったときなども、新たに選択替えの手続きをして、支給停止になっていた年金の支給停止の解除の請求ができます。



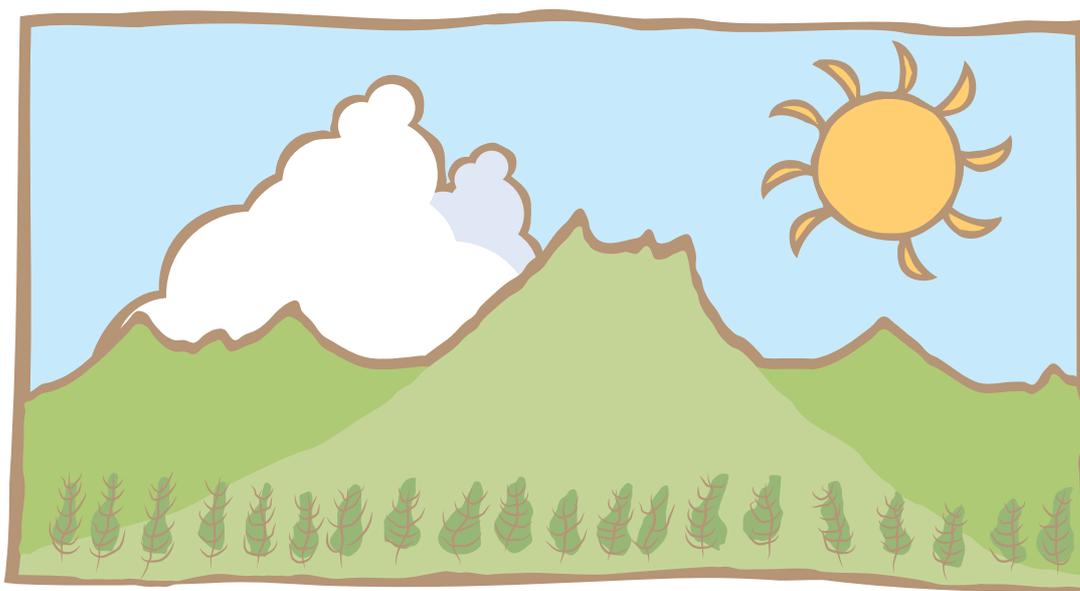
# 遺族厚生年金／遺族基礎年金を受けている方が 新たに他の年金を受けられる場合の併給早見表

○=選択 ☆=併給

	新国民年金法					新厚生年金保険法				新共済(組合)法			
	老 齡 基 礎 年 金 (65歳未満)	老 齡 基 礎 年 金 (65歳以上)	障 害 基 礎 年 金	遺 族 基 礎 年 金	寡 婦 年 金	老 特 別 支 給 の 老 齡 厚 生 年 金	老 齡 厚 生 年 金	障 害 厚 生 年 金	遺 族 厚 生 年 金	退 職 共 済 年 金 の 特 別 支 給	退 職 共 済 年 金	障 害 共 済 年 金	遺 族 共 済 年 金
遺族基礎年金	○	○	○	○ 子のみ 発生	○	○	○	○	同一支給事由 ☆ 上記以外 ○	○	○	○	同一支給事由 ☆ 上記以外 ○
遺族厚生年金	○	☆	65歳未満 ○ 65歳以上 ☆	同一支給事由 ☆ 上記以外 ○	○	○	○ または65歳以上 ☆ (注2)	○	○	○	○	○	同一支給事由・共に長期要件 ☆ 上記以外 ○ (注1)

(注1) 「遺族共済年金を受けられる方へ」 (5頁参照) の説明を参考にしてください。

(注2) 「老齢厚生年金を受けられるとき」 (3頁参照) の説明を参考にしてください。



# 旧国民年金、旧厚生年金保険、旧船員保険および旧共済組合から年金を受けている方が遺族厚生年金／遺族基礎年金を受ける場合の併給早見表

○=選択 ☆=併給

	旧国民年金法							旧厚生年金保険法			旧船員保険法※		
	老齢(通算老齢)年金	障害年金	母子(準母子)年金	遺児年金	寡婦年金	障害基礎年金(福祉裁定替)(注1)	遺族基礎年金(福祉裁定替)(注1)	老齢(通算老齢)年金	障害年金	遺族(通算遺族)年金	老齢(通算老齢)年金	障害年金	遺族(通算遺族)年金
遺族基礎年金	○	○				○		○	○	○	○	○	○
遺族厚生年金	65歳未満 ○	65歳未満 ○	○	○	○	65歳未満 ○	○	○	○	○	○	○	○
	65歳以上 ☆	65歳以上 ☆				65歳以上 ☆							

※旧船員保険法による給付については職務上の給付を除いています。

	旧共済組合法		
	退職(通算退職)年金	障害年金	遺族(通算遺族)年金
遺族基礎年金	○	○	○
遺族厚生年金	○ (注2)	○	○

(注1) 昭和61年4月1日に障害福祉年金から裁定替になった障害基礎年金、または母子福祉年金・準母子福祉年金から裁定替になった遺族基礎年金については、新法による併給調整の規定のほか、旧国民年金法などによる併給調整の規定によって支給の調整が行われることになっています。

(注2) 65歳以上で遺族厚生年金を選択した場合、老齢年金(通算老齢年金)、退職年金(通算退職年金)は年金額の2分の1を支給停止し、残りの2分の1を受けることができます。

日本年金機構

平成22年4月